

第十三回
參議院大蔵委員會會議

昭和二十七年四月十四日（月曜日）午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

平沼源太郎君
委員長

委員

馬日
西川基五郎君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
森 入三一君
大野 幸一君
波多野 鼎君
菊田 七平君

菊田 七平君	政府委員
西村 直己君	大蔵政務次官
久米 武文君	日本専売公 社監理官
平田敬一郎君	大蔵省主税局長
北島 武雄君	大蔵省主税 局稅制課長
泉 義之松君	大蔵省主税 局稅關部長
小田 正義君	木村常次郎君
常任委員	専門委員
常任委員	専門委員
会専門員	会専門員
会専門員	会専門員
本日の会議に付した事件	事務局側
日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障条約第三条に基く行政協定の 実施に伴うたばこ專賣法等の臨時特	

- 例に関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律案（内閣送付）
- 連合委員会開会の件
- 委員長（平沼彌太郎君） それでは第三十八回の大蔵委員会を開催いたします。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案予備審査、これについての提案理由の説明を聽取いたします。
- 政府委員（西村直己君） 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案につきまして、特例に該当する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。
- この法律案は日米行政協定の締結に伴い、協定の円滑な運営を図るために、主に専売法、埠專賣法等の特例を設けたことであることを目的としたものであります。その内容の概略を申しますと、先づたばこ専売法、埠專賣法等の特例を設けたことなどを目的としたものであります。

- 例に関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基く行政協定の
実施に伴う所得税法等の臨時特例に
関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基く行政協定の
実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時
特例に関する法律案（内閣送付）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基く行政協定の
実施に伴う關稅法等の臨時特例に關
する法律案（内閣送付）
- 連合委員会開会の件
- 委員長（平沼彌太郎君） それでは第
三十八回の大蔵委員会を開催いたし
す。

す。即ち、製造たばこ、製造たばこ用
巻紙又は塗につきましては、現行專賣
法規によれば、日本専売公社以外の者
が輸入するときには、公社の委託又は
許可を受けなければならないこととな
つておりますが、合衆國軍隊がその用
に供するために輸入する場合、軍人用
販売機関等が販売用に輸入する場合、
合衆國の軍人、軍属、その家族等が一
定量以内の製造たばこ又は相當量の捲
を携帯して輸入する場合及びこれら
者に合衆國軍事郵便局を通じて一定量
以内の製造たばこが郵送される場合に
は、公社の委託又は許可を受けないで
も輸入できることといたしたのであり
ます。

○政府委員(久米武文君) 第三条の第三号及び第四号は、合衆国軍隊の構成員、軍属或いはその家族、契約者等といふ一定の資格、特定された資格を持つ人が、その私用のために携帶輸入する場合、これが三号でござります。その場合は数量的な制限をつけでございます。それから第四号は軍事郵便が郵送される場合でございまして、この場合におきましても、一回に郵送されるその数量についても同じく数量的の制限がついておるわけでございまして、こういう場合にはその送られておるたゞこの性質といふものは、特別に合衆国軍隊の構成員ある官憲によります。

○波多野豊君　いや、そこが問題なんですね。従来だつて銀座あたりに向うのインクなどがたくさん出ている。それをいつだつたか予算委員会で質問したときに、あれは皆家族その他の者が私用に供するため無為替の輸入を認めた分だといふのです。そんなのが銀座あたりに氾濫するはずがないのですから、インクを一年に何オント使うのか知らんが、結局そりゃう名目であいうところに氾濫するのですよ。この四号のやつはどうして抑えようと思つているのですか。

○政府委員(久米武文君)　この法律は行政協定に基くものでございまますから、行政協定の趣旨に従いまして濫用はお互いに防ぐように、日米両国ともになつております。

卷紙又は塩につきましては、現行專賣法規によりれば、日本専賣公社以外の者が輸入するときには、公社の委託又は許可を受けなければならないことなつておりますが、合衆国軍隊がその用に供するために輸入する場合、軍人用販売機關等が販売用に輸入する場合、合衆国の軍人、軍属、その家族等が一定量以内の製造たばこ又は相当量の煙を携帯して輸入する場合及びこれらの人々に合衆国軍事郵便局を通じて一定量以内の製造たばこが郵送される場合には、公社の委託又は許可を受けないでも輸入できることといたしたのであります。

次に譲渡等の制限の特例を設けたことであります。即ち、現行專賣法規におきましては、公社の売り渡さない製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩の譲り渡し及び譲り受けは一般に禁止されておりますが、只今述べました特例により輸入されました製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩は、合衆国軍隊、軍人、軍属、その家族等相互の間で譲り渡し、又は譲り受けることができます。以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成下さいますようお願い申上げます。以上でござります。

○波多野謹君 問題は第三条だと思ふのですが、第三条の一號、二號は「合衆國軍隊の權限ある官憲により證明された場合」となつておりますが、「

○波多野豊君　いや、そこが問題なんですね。従来だつて銀座あたりに向うのインクなどがたくさん出ている。それをいつだつたか東京委員会で質問したときに、あれは皆家族その他の者が私用に供するため無為替の輸入を認めた分だというのです。そんなのが銀座あたりに氾濫するはずがないのですから、インクを一年に何オント使うのか知らんが、結局そりゃ名目であろうところに氾濫するのですよ。この四号のやつはどうして抑えようと思つているのですか。

○政府委員(久米武文君)　この法律は行政協定に基くものでござりまするから、行政協定の趣旨に従いまして濫用はお互いに防ぐように、日米両国とも協力するという根本的な心がまえ上に運用されるものであることは間違いないと思つております。この軍事郵便局を通じて郵送されます場合、これはどういう必要があるかと根本的に考えて参りますと、これは司令部と申しますか、アメリカ側との折衝でもいろいろと問題になつた点でございますが、本のP・Xにおきましては、たゞここにつきまして、アメリカで普通に売つてあるようなあらゆる品種を網羅しているわけではございませんで、アメリカで製造される製造たばこのうち極く一部だけが日本のP・Xに出て来る。然るにたばこは嗜好品でござりますが、その人が必ず欲しいという場合には、その人が必

けについて見ましても、合衆国軍隊補成員でしよう、黒人もいますよ、それから軍属に至つてはどんな者が出て来るかわらない、更に契約者、軍事基地を作るためにアメリカ駐留軍と契約して日本にいるアメリカ人のことです、何人来ますか、こんなのについて一人当たり一週間おきに、一週間づつでもいい、入つて来たらどうですか。而も多少小遣い稼ぎにやれるのだから、八十円で送つて来て百三十円で売れるのですよ。そういう途が開けてあるのです。何人ぐらい出て来るのですか。日本に駐留する契約者とか何とか含めて大変な数ですよ、これは。

四号の点は、実際問題としてさほど弊害は起らないということを私どもは考へておるのであります。
○田村文吉君 単に今のは第三条第四号だけの問題ではなくて、非常に闊たばことかそういうものが氾濫して、日本本の財政収入に影響するようなことに、現在でも非常になつておるのだから、今後又行政協定ができるて、なおそれが多くなつちや困るじやないかといふことが皆さんの心配なんであります。そこで私は、むしろ専売公社としてはもつと強くこれが入らないような厳重なる一つ取締方法を法律できめる手がないのかということを我々は考へるわけであります。専売公社の味方になつて、もう少しこれは取締つてもらわねば困るのじやないかということを考える意味で言うのでありますからうして……。

○政府委員(久米武文君) このたばこ専売法等の臨時特例は、法制の技術的な面でこういふうな条文の体裁になつておりますして、第三条におきましては輸入の特例というふうことを規定いたしております。これは現在の専売法におけるままで、たばこの場合は、製造たばこにつきましてはたばこ専売法第二十一条におきまして、普通の人が勝手に輸入することを禁止しております。これを禁止しております特例としてここに穴を開けておふわけでございます。それから譲渡等の制限の特例、今後の法律案の第四条に記

ふうなことに相成つております。即ちたばこについて申しますと、現在のたばこ専売法第六十六条规定では、何人も、このたばこ専売法の規定により認められた場合を除くほか、公社の売り渡さない製造たばこを売り渡したり、所持したり、譲り渡したり、譲り受けたりしてはならないという一般的な禁止規定がございまして、この禁止規定に違反すると三年以下の懲役、三十万円以下の罰金という罰則が現行法上有るわけでございます。今度平和条約が発効いたしますると、例えば合衆国軍隊の構成員であるとか、或いはその家族等が若し日本人に譲り渡したらば、直ちに現行のたばこ専売法第六十六条の違反になるわけでございます。その禁止の違反になるわけです。そこで以て現行法上直ちに取締りができるわけでございます。そういうふうな仕組になつておるわけでございまして、只今いろいろ御親切に御注意頂きました取締の点は、この現行のたばこ専売法第六十六条の運用について過謬のないよう十分専売公社或いは大蔵省としてその励行を図るよう努力しろというふうな御注意として、有難く拝聴する次第でございます。

○政府委員(久米武文君) 紙巻たばこ
でありますすれば特に製造たばこ用巻紙
ということは書かなくてもいいのであ
りますが、普通の場合書かなくても
いいのでありまするが、向うの製品の
うちに、例えば中味だけを刻んで縄に
入つておる、ライス・ペーパーは別に
添附してあるというふうな製品が若干
あるように認められまするので、そ
ういう場合にライス・ペーパーといふこ
とも譲つて置かんと困るという趣旨で
ござります。

○本内四郎君 今の政府委員の御答弁でよくわからないだけれども、當識的に簡単に説明してもらいたいのです。が、第二条の九項に、「製造たばこ用巻紙」とは製造たばこのさや紙用に製造された紙だというのです。長く巻いたあれでなくて、小さく切った巻紙のことを言うのじゃないですか、その点ちよつと聞いておきたいのです。

○政府委員(久米武文君) ライス・ペーパーという用語が或いは妥当でなかつたかと思いますが、製造たばこ用巻紙といいますのは、たばこ専売法において定義されておるとの同じ意味でございまして、さや紙に製造された一つ一つに区切つてある、そういう意味でございます。

○本内四郎君 何かライス・ペーパーと言つて、あの長く巻いたものでなしに、第二条の九項に定義しておる意味のライス・ペーパーでしよう。その点はつきりしてもらえば誤解は解けると思ひます。

○政府委員(久米武文君) ちよつとおぞいます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお詰りしますが、実は提案理由の説明を聞いて、あと内容の説明を伺おうと思つたら質問に入つてしまつたのですが、どうしますか。質問を続行しましょうか、内容の説明を伺いましょうか。

〔簡単だから」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは質問を続行します。

○田村文吉君 無論私もシガレット・ベーパーを小さく切つて来たものを意味しておると、こう考えておるのです

が、そういうものは非常に稀にしか入らない、使わないものなんで、そういうものは市場に流れると一番困るのは、内容の悪いたばこをその紙に包んで売る、こういうことが非常に多い、その意味においてこんなシガレット・ペーパーの輸入が定義される、こういふような輸入を許すといふようなことはやめたらしいじゃないかといふうに考えたから、一体そんな例は多いのですかということを伺つたのです。

○政府委員(久米武文君) 敷量的にはそう大した量ではないと考えておりますが、更にそちいうふうな特殊な例があるように見受けられますので、その極く少いところの特殊な場合に備えただけの規定でござります。

○波多野鼎君 これは根本問題ですけれども、いつであつたか、この前の予算委員会であつたか、臨時国会の予算委員会でこのこと、このことと言いますのは、密輸入品が市場に氾濫して、日本の中小企業を圧迫しつつある現状をどう見るか、一体どこからこれは入つて来ておるのかと、いうことを大蔵省当局に聞いて、答弁がなかつたのですよ。大体まあ日本におる人たちが本国で使つた香水が使いたい、本国で使つたカミソリが使いたい、本國で使つたインキが使いたいといふ、まあそういう希望があるので、そういうカミソリだのインクだのを入れてやつているのだと、大目に見ておるので、そういう話があつた。それに対しても私は、そういうことをやつておる国が一体どこにある、世界中に日本だけじゃないか、日本の工業技術も随分発達しておるし、日本におるなら又日本の物を使つてくれるのが当然であつて、何も自分の郷

里で使つておる物をどうしても使わなければならんという、そういう阿呆なことは言わなくてもいいと私は思つておるので、今までも。そういう見地からいふと、特に目ざわりなのは第4号なんです。そういう趣味を、特殊の趣味、たゞこについての特殊の趣味を持つてゐる人を生かすために、これだけのサービスを法律でしなければならぬのか、独立国になつてもなおしなければならんのか、これが問題なんですよ。基本的には一体大蔵省はどういうふうに考えておられるのですか。そんなにしてまでもサービスしなければならんのか、特殊の嗜好好の人だけに備える規定をなぜ作らなければならんか……。

在に実は至つたわけでござります。今年の一月からは特にそういうような特別な店舗等も全部やめまして、全部一般の外人に對しましては日本人と同様なものにする。関税、消費税等も全部課税したもので消費してもらひ。ただ実際問題としまして、これも程度の差でございますが、やはり関税、消費税はかかりましても、或る程度外貨の割当をしまして、そういうものを輸入しまして、買えるようにしておかなければ、これはやはりどうも面白くないだろうというので、少い外貨の中から現在も或る程度の外国品に対しまして為替の割当をやりまして輸入を認めております。そういうものにつきましては関税、物品税がかかりましたもので一般外人が消費しておる、これが現在の状況でござります。まあ更に一層それを、むしろ日本の品物を使つてもらいたいという意味で、外貨の割当等も厳重に縛られるかどうか、そこまで行きましてはなお今の一歩階において如何であろうかと私感じておるのでございまして、先づ今といたしましてはその辺でなかろうかと思います。それが一般の外人に對する取扱いでございます。

關税、物品税を本国から持つて来た物等につきましては日本の高い価値そのまま消費させるというの、これはやはりどうも少し軍人軍属の日本に駐留する、勤務するような立場から考えまして、どうもやはり行き過ぎではないか、こういう事情で実は輸入品につきましては特例措置を設けておる次第であります。勿論これは私ども横流し等につきましては嚴重な措置を必要とするのでありますて、これは從来よりもより以上に努めたいと思つておる次第でござりますが、先ほどからもお話を出ましたように、關税の免除されたものにつきましては、今度はそれを承認を受けないで処分しました場合には、關税につきましては、今まで何ら規定はなかつたのであります、今度ははつきり規定を設けまして、譲渡人もも無免許犯として処分することができ、つまり輸入したものとみなしておられますので、手続を経ないでやりました場合は、一種の密輸と同じような、まあ特別な罰則の適用を受けるということにいたしておりますのでございまして、これは極力私ども勵行を図りたいと思いますが、そういう法令上の整備もできております。たゞこのほんにつけましては今までから規定はあつたのでございますが、軍人、軍属に対しましては實際上日本の法律が適用にならない。そういうことに対しましては、そういう関係で占領下におきましては、適用ができなかつたのが、今度はやはり専売法の規定をそのまま適用いたしまして、譲渡した、有償で販売した場合は、これは一定の制裁を加え、こういう規定を適用することがで

きる。それぐでできるようになつておられます。そういうことになりますと、そういうことをよく私どもとしてお注意をいたしまして、運営上に遺憾なき意を期しますれば、今までよりはよほど横流しは少くなり得るのじやないか、又是非得るよう努めなければならぬと、こいつぶうに考えておるう次第でござります。

○波多野鼎君 今、あなたの言われたのはまあ軍人、軍属などを一般人並よりも多少優遇して行きたいといふその気持はわかるのですが、それはいいと思ひのですが、それなら第三条の一、二で済むのです。一、二があればいいのです。三、四というやつは余計なんです。特に一、二についても言えることだけれども、三、四についても契約者といふもの、これは普通の商人いやないか、そんな者にまでなぜ特權を与える。そんな必要はないじやないか。僕は問題があると思うのです。いわんや契約者に至つてはこんな者にまでなぜ特權を与える必要があるか。私はどう思ひうのですが……家族についてでも僕は問題があると思うのです。いわんやなたの言われるのは一、二で十分で、三、四是要らないじやないか。

○政府委員(平田敬一郎君) 私は三と四は今久米政府委員からお話をありましたように、それほど実は余り大きなく抜穴になるような規定ではないと見ておりますが、その辺がこれは非常に悪用される余地がある、悪用されるといふことになると、今波多野さんのよう御心配が出て来ると考へるのであります。三号のほうは、例えばアメリ

かのほうから日本に入つて来る、そういう場合におきまして、いろいろな荷物の中にたばこを二十本入り一カットでござりますね、それだけ持つて来てござりますが、それはまあ輸入も自由にできるし、関税もかけないというのがまあ三号、それから四号はまあ郵便を使いまして、ときどく誰かから送つて来るかあるいは取寄せる。これは非常にこれをたび／＼やりまして、何か悪用するということであります、やはり輸送量とか日本における卸値、闇たばこの卸値と申しますか、そういうものと比べまして、余りこれを利用しまして大々的に活用して儲けるというような余地は先づ私どもそれほどないのでないかと見ておりますが、そうだとしますれば、三号、四号はそう重きをなさないと御判断を願つてもいいのじやないか。問題はお話の通り二号でございまして、二号は本当に軍隊が必要とする通常のたばこは免税になる、或いは輸入につきましても免許が要らない。併し二号については、P.Xで販売される場合はやはり配給制みたいになつておるらしい、一週間に幾らというように割当て販売をされるという事実もございまするので、まあその辺が一番問題かと思いますが、大体は一号、二号が実際は大部分の問題に関係して来るわけでありまして、三号、四号は建前といいたしましても、附足りのものだと実は考えておる次第でござります。それが一つの問題であります。

本においてちよつと調達が困難なもの、例えば電波装置といったようなものを整備するには日本の技術者、会社ではよう引受けられないので、そういうものにつきましてはこれはやはりアメリカの本国から一定の者を連れて来て、そうして仕事をさせるのでなければ目的を達成しがたい、そういう非常に特殊な仕事をやるために契約者、或いは技術者、或いはそのむづかしい仕事をやる労務者、或いは管理者、こういう人々をやはり或る程度日本に連れて来たい。それにつきまして、やはり軍属によほど実質は近いらしいのですが、軍属に準じまして扱いを同じにしてもらいたいというような趣旨でございまして、この契約者という字句が相当あつちこつちに出て来ておりまして、私どもその点非常に誤解を招いておりますのは遺憾でございますが、私どもが先方からいろいろ聞きました話によりますと、今申上げましたように、実際問題としましては相当特殊な工事を請負う特殊の人々、はつきり人数はわかりませんでけれども、恐らく数百人、多くてもその以内、従業員を含めましてそれくらいのものではないかと見ております。勿論数は少し増減あるかも知れませんが、一般的に日本でいろいろな仕事をやります場合におきましては、これはやはり日本において普通の競争入札の方法によりまして日本の諸負業者、或いはともと日本におりまする、日本におりますていろいろな仕事を請負つております

件で参加させるということになつておるのでございまして、これは種々の点においては変りないようでござります。私ども契約者に對しまして特措賞を認めるについては、特にその所得税法の特例その他の特例も認めることにいたしましたことを御了承願たいと思うのでござります。

○波多野謹著 実際第三條一号、二号で大体の場合を覆うておるのでありますからでござると思ふんだ。三の二百以内云々というのは、これは税關行の慣例としてこれは認めておつたんしよう、今までだつてずっと……。にこんな所に出すものだから目障りになる、非常に屈辱的のような法律になつてしまふんだ、出すものだから慣例上認めておくことなんでしょう。これをわざわざこんな所にれい／＼し出す必要があるのかとということなんす。私に言わせれば、三号に関する限りは……。四号だつてこれはちよつと抑えられんな、とても抑えられないと思う。僕は、だからできれば三号と四号だけは抜いたほうがいいと思う。ういう氣持はないですか。實際上不便はないでしよう、三号、四号はいたつて……。

○政府委員(平田敬一郎君) 確かに話のよくな質問も出て来ると思いますが、関税法は実はたばこだけではございませんので、包括的に書いておりまして、相當量の家庭用品とか衣類とか

う言葉を使つておりますが、たゞこゝで
つきましては併しやはり専売品であつ
ます関係上、少し細かく書き出しまつて
それを明らかにして、却つておひつり
いておかしいじやないかといふお考
もございましようし、併し相当頻々と
あるものでござりますので、はつきり
こういう場合も検討いたしまして、
したばうがいい、といふ見方もございました
しようし、この法律案は折角特例法
しまして出すにつきましては、やは
かく指定した、そういうことに御了
願いたいと思います。

○大野幸一君 併しこれは三号、四
を削除したつて關稅で行政的措置で
きることは間違いないでしよう。今
で長年の間、何十年間やつて來たこ
で、二百グラムという範囲内におい
てはこれは差支えないのでしよう。折角
したからといふのではなくて、三、
を削つても効果は同じだらうと思う
です。折角出したといつも政府は言
ふんだが……。

○政府委員(北島武雄君) 只今お話
ざいましたように現在旅客の携帯品で
して相當程度のものは免稅で、無稅
入れております。ただこの運用につ
ましては、その人の社会的地位と
環境、職業などによつて多少稅關に
つてその具体的な、個人により取扱
が違うこともございますが、今回こ
いうふうに法律で以て三号のようにす
つきり、「成年者一人につき二百本
内の紙巻たばこ若しくは二百グラム
内のその他の製造たばこ」となりま
と、これによりまして今までの慣習
でやりましたのが、法的に具体的に
限られるということになると想い
ます。従つて軍人、軍属、家族、契約

等が、従来であつたならば場合によつて一カット以上機器品としてたゞこは認められるかも知れませんがこの法律の規定によりまして明らかにこれ以上になりますといかんということになるわけであります。書き方を挙げましたためにちよつと目につくような感じがいたしますが、具体的に實際は今までよりもはつきり明定して範囲を限つたという点に意義があるのじやないかと思うのであります。

四号につきましてはこれは現在の関税税率では処置し得ない点でございます。

○大野幸一君 先ほど政府の説明によりますると、嗜好品だから國もとのたばこが興したいということは、これは止むを得ない、いいことだと思うのだが、それならそれで税金を支払つて、嗜好品、くらいのものは税金を支払うといふ大國の雅量といふものがあると思うのであります。そうでなくてこの行政協定は、心ある人はアメリカにおいても、少し余り明細し過ぎて、何か独立の待遇を日本に与えない印象を受けるのじやないかと憂えているアメリカの人もあるのです。そういうときに何か独立を機会に、本当に日本も自主独立の税制が行われるようになつたといふことを示すほうが、アメリカの全世界に対する信用を博するのだろうと思うのであります。そういう意味でもう少し税金一般に亘つて、こういう嗜好品、くらいのものに付してはアメリカ側が、かけたつてそち別に強く反対するわけではないと思う。その点は行政協定の経過を聞いてあなた方がやられたのでしょ、行政協定の経過を聞かずしてあなた方はこんなものをこしらえるといふ

○波多野鼎君 いやそれを見るのは、今まで罐詰とか何とか一ぱい出て来たからなんですよ。相当のストックを持っている。軍隊、というものは人員が異動するんですから、コンスタントじやないんですから、それで或る一定數を見込んで輸入しておる、一ヶ月或いは一年、半年の消費量はこれだけだと見て輸入しておると、人員が減つた、長く保存しておけば変質する。これを何とか早く処分しなければならない。という場合は、しょっちう起きておつた、今まであつた、何度も起きておつた。そういうことが起きた場合にはこれをどうするか。

○政府委員(北島武雄君) お尋ねの点につきましては、今回の行政協定の実

施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の第十二条におきまして、「当該

○波多野鼎君 買つた人から税金をとらることになります。

○政府委員(北島武雄君) 買つた人から税金をとらることになります。

○大野幸一君 それは関税ですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税です。

○田村文吉君 この法案だけではない。

この六つの法案全部に関連しているのですが、今の「契約者」という言葉で

非常にこもつともな御疑問であります

して、実は私どもその契約者の扱い

いましたが、まあこれはみずからをいやしめるわけじやないけれども、日

本国のいわゆる戦争当時におけるあれは殆んど軍の契約者だと言いたい。資格で、形で皆外国へ行つた。であり

ますから非常に疑りますと、いわゆるその軍の契約者という名前でいる／＼な人が持つて来るものは皆不正で入つ

たり、税金は何されたりといふよう

ことで、まあ日本の関税収入やその他にも非常な影響を及ぼしやせんか。こ

ういうような実は心配をするのです

が、そこでその今のその「契約者」と

いう用語については、行政協定の上で特に何かはつきりした限界をお示しになつてゐるか。前刻のお話だとまあ数

等も僅かなものでございましようといふ話であつたが、實際はそれが何千人、何万人になつたのでは實際の金高

が非常に大きなものになつてもこれは

必ずしも専門的の申合せがあつたかどうか、なかつたとすればどの限

界を日本政府としてはとるかといふことを、これは六つの法案に全部共通し

た問題なんですよ。私どもは軍人や或いはその家族の今のたばこの問題等は

小さなこととして見逃してもいいと思

うのですが、契約者といふものが適用

されて来たら非常に大きな費用になる

ところ思つてあります。が、平田さんどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は

非常にこもつともな御疑問であります

して、実は私どもその契約者の扱い

いましたが、まあこれはみずからをい

うな取扱をすることに賛成をいたした

ような次第でござります。若しもこれ

が更に一層発展しまして、御懸念のよ

うなところまで非常に拡大されるよう

なことになりますれば、これは私ども

としましてはこの問題につきましては

再検討するということにつきましても

実は向うにも話しておるよろしく合意

ございまして、まあ大体併し私が今申

きまして調達のむづかしいような特別

な工事を請負わせるためには、どうし

ても本國から一定の人を連れて来なければ

ならない。それでいい例がさつき

のが妥当ではないか、まあこういふ趣

旨で参つておりますことを御了承願つておきたいと思うのであります。

○田村文吉君 今局長の考えておられ

るものにつきましてはどうしても日本

ではできない。そういう場合には私ど

もも向うがいやだと言つても向うから連れて来て一定の工事を監督さした

り、或いは技術者としまして仕事をさせ

したり、或いは或る程度の高等の労務

をやらせなくちやならん。まあそういう

うようなことにつきましては、どうも

やはり軍としまして目的を達成する上

においてそのことが特に必要であるの

をやらせなくちやならん。まあそういう

待遇を貰えてもいいのじないかといふことになつたわけであります。で今後従いまして私どもは、やはりこの合同委員会等でそういう問題は始終問題になるかと思いますので、殊に調達の方針等に関連いたしましても問題になるかと思いますが、まあそういう際にもよく立案の趣旨を私ども頭に入れておきまして、そういう範囲を逸脱することがないように運用上におきましてお互に努力めあらうということで話を進めて参りたい。でその話次第では或いは又考え方をなくちやなんらん点があるかと思いますが、まあ今までのことだけでは私はそのように了解いたしておりますと、そういうことでありますれば先ずこの程度の特別扱いをしていいじのやないか、こういう考え方でおる次第でござります。今後におきましても勿論よく御注意の点は注意いたしまして善処する考え方でございます。

弱腰であるような人がですね、そのときには又できるかどうかということは疑問なんだから、そこでまあ国会がそれを強く出るよりほかないだらうと思つて、諸君をヘルプするよくなつもりでやつているのだから、その意味においては諸君も協力してもらいたい。

○政府委員(平田鐵一郎君) 御趣旨は誠に御尤もでございまして、私どもも甚だ恐縮ですけれども、いろいろ折衝しておりますときに相当いろいろ議論しておりますけれども、常に国会から震撼を受けるからということで話をまとめた例も多数ございます。それから今の契約者の場合におきましても、少し神経を細かく使つておりますと、例えば軍隊の使用に供する施設及び区域の建設維持、又は運営、その中でも特に例えばP・Xなどの施設を作る場合、或いは映画館等の娯楽施設を作るような場合、そういうために来るのは除くというような字句まで法文では特に入れまして注意を払つておる次第でござりますが、まあ法文よりもこの点は今後の運営が更に重大だと思うのであります。が、よく御趣旨の点は注意いたしまして遺憾なきを期したいと思います次第でございます。

○田村文吉君 細かい問題になりますが、今の契約者の使用人は皆入るわけですね。その契約者の使用人の中に嘱託だとか一時的に頼まれて来たといふような人も必ず入つて来るだらう。そこいらに非常にデリケートな問題もたくさん出て来るのでありましてね。過去の僅かな貿易状態でありまして、さへも、今のこのブローカーが入つたりしてですね、そしてまあ乗んでもないことを起しているというようなこ

とがありますが、この間の紙の例も一つのこれはとんでもないことで、実際見たのですがそういうようなこともありますのであります。何かこれは一本釘をちやんと打つておいてもらわないで困るということじやないかと思うのですが、まあいざれなお一つ法案をまとめて意見を述べたいと存じます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にいたしました。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謢条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(予備審査)、同国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案、同関税法等の臨時特例に関する法律案、この三案について審議を行います。

○波多野鼎君 立案者のほうに聞きますが、今問題になつてている契約者といふのは、法律のどれとどれにあるのですか、幾つもあると思うのですけれども、関係法律をちょっと教えて頂きたくい。

○政府委員(平田敬一郎君) これは各法律全部にございまして、これは軍属とほぼ同様な待遇を与えることになつております。ただ軍属と全く同じでない場合も若干あるようではありますが、所得税の場合におきましては所得税の特例にもございませんし、それから関税法の特例にもござります。それから国税犯則取締の特例のほうには事柄の性質上別段設けておりません。税法の關係ではその三つにござります。それから國らばこのほうも今申上げましたのよに、関税法と同じような特例が認めら

れております。

○小林政夫君 第七条の通行税法の特例ですが、航空機の場合はこれは特に除いておるのでですが、通行税法には汽車等と航空機とは別にしてありますね。所得税の問題です、「(通行税法の特例)」の。

○政府委員(平田敬一郎君) これは通行税法に、九条で汽車等の中にその他のものとして確かに入れて規定してあると思います。

○小林政夫君 航空機は別ですよ。

○政府委員(平田敬一郎君) 航空機も当然入ると思います。

○小林政夫君 いや、汽車等には入つてない。

○政府委員(平田敬一郎君) 通行税法はその後改正をいたしましたので、新らしいのには入つていると思います。

○小林政夫君 これには入つていなさい。

○政府委員(平田敬一郎君) それはどうも恐縮いたしました。その後改正して入れることになつております。

なお先ほどの契約者等の身分の表示の問題でございますが、この点につきましては行政協定に明らかにいたしておりまして、旅券に向うの官庁のはつきりしたその旨の説明、契約者及びその使用者はその身分の者であることがもう入つて来るときから旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は合衆国軍隊が日本國の当局に隨時通知しなければならない、ということになつておりますので、どうも余り少し疑わしいような感じがあるものにつきましては十分調査いたしまして、適当な措置をとる余地があるのでないかと考えて

○小林政夫君　更にこの附則のはうで
「物品税法の一部を次のように改正す
る」というのですが、特にこの安全保
障条約、行政協定の実施に伴うこれと
直接関係はないのに、どうしてこうい
う附則でやられるのか、ということが一
点と、それから改正の中に出で来るこ
の「既ニ物品税ヲ課セラレタル又ハ課
セラルベキモノナルトキハ」というこ
の「課セラルベキモノナルトキハ」と
いうことの扱い方がこの条文によつて
は不明で私にはよくわからないのです
が、一つ御説明願いたいと思います。

その物品税法の現在の施行令を簡素化

する共に、このよきな改正規定を設けまして円滑に参りたい。で手続とい

たしましては一応P・X等も指定してお

きまして、そこが引取る場合において

は未納税で引取ることを認める。而も

そこで軍人さんが買いまして外国に送

る。これは例えば軍事郵便局で発送し

たという証明がありますれば税關の検

査はしないでこれは輸出免税の扱いを

したい。それからまあ同じようにすぐ

外國に持つて行くような場合におきま

しては、一定の証明がありますればそ

れは免税するようにならしたい。そし

い点は今までの免税されたものが課

稅になります際におきまして特に考慮

する必要があると考えられましたので、

実はこの附則で説ける」といたした

なおそのほかにこの附則では、一般

の商社にも一つそういう扱いを認める

ことにしておいた。でひとりP・Xに限

らないで、例えば東京銀座等の専門店

も指定いたしておきました、そこに製

造所から持つて来るときは未納税で持

つて来て、そこに軍人さんは一般の

外人のお客様等が来まして買つて外

国に持ち出す場合、この場合は比較的簡

単な手続で輸出免税に沿するようにな

たしたい、そういう点をこの際特に考

慮する必要があると考えられましたの

で、実はこの附則でこの措置をとることにいたした次第でございます。まあ

法律的には非常な緊密な關係があると

は言いくらいでござりますが、實際

上は相當關係がござりますのでそのよ

うに勘案いたした次第でございます。

それから「課セラレタル又ハ課セラ

セラレタル」と書いておりますが、「課

セラ」という意味はどこで課稅い

たしまして……。

○小林政夫君 それはわかるのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 「課セラ

ルベキ」というのは課せらるべきである

がまだ納付していない、納稅していな

いと申しますか、そういう場合におきま

して、両方ともやはり同じようにす

ますが必要があるという考え方で、両方の

言葉を使つてはいたと思います。

○小林政夫君 「課セラルベキモノナ

ルトキハ」、まだ未納稅でしよう。そ

れに對して控除するとか或いは還付す

るとか、當該金額に相当する金額を交

付するといふことはおかしいじやない

ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは勿

論選付、控除、交付につきまして実益

がある、必要があるといふふうに考え

ております。

○小林政夫君 いやちよつと関連し

て、「課セラルベキモノナルトキハ」

だからまだ課してはいるのだから、或

いはまあ控除するといふこともいいの

ですね、そういう考え方で。すでに

納めたものならば別だけれどもこれか

ら取ろうという、当然納めるべきも

の、そうすると物品稅のかかるもの

は全部そういうことになるわけです

ね。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう

手続をする必要があるかと私は思つて

ます。まあどつかと申し

ますと、非常に例外的な場合の規定で

あることは御承知の通りであります。

する個人という意味はどうなんですか。

通常ということはよく使つてござ

いますけれども、まあ主たると申しま

すか、向うへ主として居住していると

申しますか、まあ勿論日本に一時滞在

する、或いはほかの国にもよく滞在

して、短期間仕事をするような場合もあ

り得るかと思いますが、まあ通常の居

所がアメリカにあると、こういう意味

でございまして、別段それ以上の特別

な意味はございません。

○田村文吉君 合衆国に居住するとい

うことだけとはどこが違うのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 合衆国に

居住するという場合ですと日本にも居

住し、合衆国にも居住するというよう

な場合もあり得ると思うのであります

が、まあ住はちよつと問題ですが、居

所を有するような場合、これは數ヵ所

にまたがつて居所を有する場合がある

かと思ひます。そういう場合は、主と

して通常合衆国に居住しておる人、こ

ういう意味でござります。従いまし

て、もう一つ日本にも来ておりまして、

日本でいろ／＼な仕事をしておる、前

から日本にずっと来ておる人、こうい

う人は該当しない。向うから向うにい

い、成年者一人につき二百本以内云々

の特例のほうでは年令を限つていな

い、成年者一人につき二百本以内云々

の成年者か、この成年者というのは、

アメリカは二十一才未満を未成年者と

国に居住する場合でありますれば、合

衆国にたとえ居所がありましても、こ

れは該当しないということにいたして

おりますが。

○大野幸一君 そういう意味ですね。

○田村文吉君 合衆国で契約をした人を言うの

うことになつておるのですが、まあそ

う意味で、この通常合衆国におけると

いうように解釈をして、いわゆる日本

の民法の住所に相当するというように

解釈してよろしいか、それとは違うの

ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) まあ厳密

な法律上の用語で同じようになるかど

うかちよつと問題でござりますが、大

体はそのよくなふうに御解釈を願つて

もいいと思うのであります。

○大野幸一君 それからもう一つ。國

税犯則取締法について、二十一才

未満の子」ということになつて、これが

どうも未成年の子のように解釈され

る。そこで今度先ほどのたばこ專賣法

の特例のほうでは年令を限つていな

い、成年者一人につき二百本以内云々

となるのであります。この成年

者のこの準拠はどこにおくのですか。

日本の法律による成年者か、アメリカ

の成年者か、この成年者というのは、

アメリカは二十一才未満を未成年者と

しているのです。

○政府委員(平田敬一郎君) たばこ專賣

法等の臨時特例の第三条第三号の成年

約者の「当該契約(合衆国において締

結されたものに限る。)」となつてお

りますが、一体個人契約の契約者は合

衆国内の契約に限つた場合を締結的に

言ふのですか。そうではなくてこの条

項だけに對しては合衆国で締結された

ものに對して免稅するところの意味

なんですか。いわゆる契約者といふこ

とは合衆国で契約をした人を言うので

しょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得稅の

点は、特にその点は問題になる場合が

多いので、特にほつきりしたておる

次第でござります。これはやはり合衆

国で契約した契約に基く所得だけを所

得稅を免除する。こういう考え方であ

ります。

○田村文吉君 実際問題から考えると

いうと、我々想像すると、合衆国で契

約をしてこちらへ来て仕事ををしてお

る、そういう場合があつた場合等が考

えられるのですが、そういうものは一

切れないといふことになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) その辺は

少し問題でございまして、初め向うで

契約をしましてこちらにやつて来た、

こちらにいる間に又同じようなものに

ついで引続いて契約をして仕事をす

る、こういう場合はまあ私のほうで敵

方に行きますと、やはりそういう契約

いいじやないかと見ておりますが、

ただ併しそういう非常な操作を使わな

がらから、本国人で結んだ契約に基くよ

うなものだけを免稅するといふことで

認めると認めないか、その辺は實際問

題

法案にも使つてあるようですが、所得

稅の第三条の三号の通常合衆国に居住

約者の「当該契約(合衆国において締

にしてわかりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ほど申

上げましたように給与所得につきまし

ては、アメリカの税法は、大体一年半

以上外國に勤めましてそこで仕事をし

て給与所得があるという場合におきま

しては、仮にまだ住所がアメリカにあ

るという認定が受けられるような場合

におきましては課税しないといふアメ

リカの所得税法になつております。從

いましてそういうふうに該当する場合

におきましてはこれはやはりこの免税

の特典は認めないことにして、こちら

で課税する、こういうことに相成ろう

かと思ひます。

○小林政夫君 そういう原則が確立し

ておつても当該人が一年半以上日本に

おるかどうかといふことは、何万人と

いう人についてあなたのほうでお調べ

になつてわかつていいだらうと思ひ

ますが。

○政府委員(平田敬一郎君) 何万人と

いうお話をございましたが、私ども契

約者及び被用者はそんなに多いとは考

えていないのでござりますが、勿論こ

れにつきましては相当まとつた所得

のある人等につきましては勿論事実を

明らかにいたしまして、法律を適用す

べき場合におきましては適用すること

にいたしたい。それと今後は二重課税

の防止に関する協定をアメリカとの間

に結ぶつもりでございますが、この協

定の中には課税上の協助義務に関する

規定をお互いに設けたい。それによりま

して相互に資料の通報等を行う考え方

ございます。そういう際におきまして

よく注意いたしまして遺憾なきを期す

るという考え方であります。

○政府委員(泉義之松雲) らよつと局

長の御説明に追加して申上げておきま

すが、行政協定の十四条の三項により

ましてこの契約者及び被用者につきましては、日本政府にその氏名及び到着年月日、それから日本に滞在期間中の居所、それから日本を出発する場合の出発等につきまして通報を受けることになります。

○田村文吉君 支店はどうなんですか、若し契約者が日本に支店を置くといふような場合。

○政府委員(平田敬一郎君) 支店を設置しましてその支店でもつぱら合衆国において契約しました契約を履行するためだけに従事する人が来てやつておる、こういう場合におきましては勿論これに該当するかと思いますが、併し事柄の性質上特に支店を設けるといふような問題は出て来ないのではないかと思います、この免税条件に該当するようない契約者の場合におきましては併しそういう人が更に日本の他の仕事をでもやりたいということになりますと、これはもう資格がなくなるというところになりますので、必ずしも支店を設置するというところまで行く場合はなります。なぜかと申しますと、これはおも入るのです。それから契約者等の被用者についてはわかりますが、今の課長の話で課長の個人契約者又は法人契約者の被用者はこれは万という数字じゃないと思いませんが、必ずしもそうではない、軍隊の構成員、軍属、或いはそれらの家族と申しますが、今の課長の言われるような方法をとればわかれています。本件について連合委員会開催の申入れがありましたが、必ずしもそうではない、軍隊の構成員、軍属、或いはそれらの家族と申しますが、軍隊の構成員、軍属或いはそれらの家族といふのはなかなかわからないのかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) これは軍隊の構成員、軍属又はその家族に日本で所得税を課税する場合、これは今申し上げましたことのほかに、例え P.X 等におきまして從来から日本人に居住しておるアメリカ人たる軍人さんの家族が勤めておる。そういう場合におきましてはやはり一年半以上になるとアメリカの所得税はかかるなくなつて来る。

○田村文吉君 私支店と言いましたけれども出張所とか、そういう意味でやつて行くという場合に日本に在來い人のほうが大変都合がいいからあなた一つ出張所の所長になつてやつてくれといふことはあり得ると思います。

○政府委員(泉義之松雲) らよつと局長の御説明に追加して申上げておきま

すが、家族の場合はあり得ると思いま

す。どうして調べるかという問題でござりますが、これはやはり源泉徴収のと該当いたしませんが、そういう人を使つといふような場合にはちよつと各税法とも該当ないのじやないかと思ひます。

○小林政夫君 そういう場合にはそ

ういう出張所の主任を在来日本におつたか、若し契約者が日本に支店を置くといふような場合。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでござります。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでござります。

○委員長(平沼彌太郎君) 一つお詫

いたします。本日通商産業委員会より貴金属管理法の一部を改正する法律案

について連合委員会開催の申入れがあ

りました。本件について連合産業委員

会の申入れ通り連合委員会を開くこと

に御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本

度の委員会はこれを以て終了いたしま

す。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本

度の委員会はこれを以て終了いたしま

す。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議な

いと認めます。

○小林政夫君 その前に、連合審査を

開くことになりますが、これに開する恐ら

く新旧対照表とか、資料が出していると

思います。これをもつておいて頂き

うと思います。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは只

今の法案に対する質疑は本日はこの程

度にいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは只

今の法案に対する質疑は本日はこの程

一名

砂糖の統制撤廃によりその価格が国際
価格にさや寄せされることは必至であ
り、砂糖価格の下落は、でん粉工業に
波及し、終局的にはいも作農民の犠牲
となるが、これは農業を育成して国内
食糧の自信を拡大し国家の独立を保持
する上からも看過することのできない
重大問題であるから、いも作保護の立
場から水あめ、ぶどう糖の物品税を撤
廃せられたいとの陳情。

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁